



2021年5月18日

各 位

会社名 東洋埠頭株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 匡史
(コード番号 9351 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 渡辺 忠弘
(TEL 03-5560-2701)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2021年5月18日に公表しました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて当該訂正箇所を差し替えた全文を再度公表いたします。訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

訂正の内容

(訂正前)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の第110回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行及び役員制度変更後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

(訂正後)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の第110回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

以 上



2021年5月18日

各 位

会社名 東洋埠頭株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 匡史
(コード番号 9351 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 渡辺 忠弘
(TEL 03-5560-2701)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の第110回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除など、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備などの所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月下旬(予定)
定款変更の効力発生日	2021年6月下旬(予定)

以 上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、東洋埠頭株式会社と称する。	(商 号) 第 1 条 当社は、東洋埠頭株式会社と称し、英文では、 <u>TOYO WHARF & WAREHOUSE CO., LTD.</u> と表示する。
第 2 条～第 3 条 (条文省略)	第 2 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第 13 条～第 16 条 (条文省略)	第 13 条～第 16 条 (現行どおり)
(決議方法) 第 17 条 (条文省略) ② 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。	(決議方法) 第 17 条 (現行どおり) ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。
第 18 条 (条文省略)	第 18 条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(定 員) 第 19 条 当会社に、取締役10名以内を置く。 (新設)	(定 員) 第 19 条 当会社に、監査等委員でない取締役10名以内を置く。 ② <u>当会社に、監査等委員である取締役4名以内を置く。</u>
(選 任) 第 20 条 (新設) (条文省略) ② (条文省略)	(選 任) 第 20 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。 (新設) (新設) (新設)	(任 期) 第 21 条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、代表取締役として取締役社長1名を選定する。必要があるときは、ほかに代表取締役若干名を選定することができる。	(代表取締役) 第 22 条 取締役会は、 <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 代表取締役として取締役社長1名を選定する。必要があるときは、 <u>監査等委員でない取締役の中から</u> ほかに代表取締役若干名を選定することができる。
(役付取締役) 第 23 条 取締役会は、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(役付取締役) 第 23 条 取締役会は、 <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
(新設) 第 24 条 (新設)	(<u>常勤の監査等委員である取締役</u>) 第 24 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集) 第 24 条 (条文省略) ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第 25 条 (現行どおり) ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) 第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に</u>対し会日より 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の議長) 第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議長) 第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の書面決議) 第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が当該提案に異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</u></p>	<p>(取締役会の書面決議) 第 28 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p>
<p>(相談役、顧問) 第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(相談役、顧問) 第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への委任) 第 30 条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規則) 第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則) 第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則) 第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等) 第 33 条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除) 第 34 条 (現行どおり)</p>
<h2>第 5 章 監査役及び監査役会</h2>	<h2>(削除)</h2>
<p>(定 員) 第 30 条 <u>当社に、監査役 4 名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選 任) 第 31 条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任 期) 第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則) 第 35 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役の責任免除) 第 36 条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 37 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第 38 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 39 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当) 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(社外監査役の責任免除に関する経過措置) 第110回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であつた者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p>